ACSES ニュースレター_２４６０号（2023 年 2 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇所在不明だった放射性物質、小田原の化学メーカーで見つかる…管理簿に記入漏れか〈新聞報道〉
◇住友化学愛媛工場でガス漏れ　けが人なしも周辺に一時「屋内待機」要請【愛媛】〈放送報道〉
◇中国産紙ストロー、基準値超えの不揮発性物質検出で回収措置　韓国〈Web 報道〉
◇【火事速報】激しい炎の映像・深夜のオホーツク紋別材木工場が…／ネコのヒーターが火元か？木材加工工場が全焼〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・九州電力また不正閲覧　経済産業省　「再エネ管理システム」にアクセス〈放送報道〉
・研究費で購入機器を私的流用・無断で外部講師、北九州市立大が准教授を諭旨解雇／倉庫でバイトなど無許可で兼業約 540 件　北九州市立大准教授を処分〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
○PFAS、PFOS 問題
・発がん性物質 PFAS による水汚染が全国で…危ない街は 114 カ所も！身を守る方法は？〈Web 報道〉
・「永遠に残る化学物質・ＰＦＡＳ」地下水から基準値１６倍「本当に怖い…」 広がる不安〈宮城〉〈放送報道〉
・コロナ免疫に汚染物質が影響　フッ素化合物、抗体価低い傾向〈Web 報道〉
・虫歯予防のフッ素は安全　基地周辺から検出される PFOS とは全く別物〈新聞報道〉
○「タイマーで故障を偽装し部品を売る」島津製作所子会社による悪質不正行為の全容〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の結果と今後の対応〈総務省消防庁〉
・訪日外国人向け薬物密輸防止に係る広報・啓発資料の作成について〈厚生労働省〉
・事務連絡　火災予防関係手続における電子申請等の令和４年度中の導入に向けた対応について〈総務省消防庁〉
□大災害、原発事故対策
[大雨対策]
・浸水センサー、1万個配備へ　国交省、大雨被害を軽減〈Web報道〉
[福島原発事故]
・放射能測定、対象29種に　処理水海洋放出で　福島第1原発〈Web報道〉
・韓国人の９３％「汚染水放出で福島産食品は危険」…中国８７％　日本３６％〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・高浜原発４号機の１月の原子炉自動停止　「制御棒の異常動作が原因か」関西電力が発表〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 健康安全
◇令和４年度「子ども予防接種週間」の実施について〈厚生労働省〉
◇エコチル調査の 28,866 名の父親のデータを用い、化学物質への職業性ばく露と生まれた子どもの先天性心疾患の発症の関連について解析した論文が、令和５年２月３日に学術誌「Environmental Health and Preventive Medicine」に掲載されました。〈環境省〉
[4] 農薬

沈丁花（ジンチョウゲ）

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

[5] 温暖化対策関係

◇欧州議会がついに承認　2025 年にエンジン車の新車販売禁止へ　EV 普及へ新たな一歩〈Web 報道〉

[6] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］ 10 件

[7] その他省庁発表

□医師法に規定する大学において医学専攻学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能

◇医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第 30 号）〈官報〉

◇医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件（厚生労働省告示第 31 号）〈官報〉

[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催記録、報告、資料等］　　２件

[9] 海外の化学物質管理情報

〇国際：２件　　〇欧州：９件　　〇米国：５件

〇ウクライナ、台湾、ベトナム、インド、オーストラリア：各１件

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件

[付録]

◇「タイマーで故障を偽装し部品を売る」島津製作所子会社による悪質不正行為の全容〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇所在不明だった放射性物質、小田原の化学メーカーで見つかる…管理簿に記入漏れか

＜読売新聞　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20230215-OYT1T50159/

原子力規制委員会は１５日、化学メーカー「日本曹達」の小田原研究所（神奈川県小田原市）で所在不明になっていた放射性物質が、研究所内で見つかったと発表した。同社は今月７日、放射性物質「炭素１４」が入った瓶３本を紛失したと規制委に報告していたが、うち１本は所内の放射線管理区域内で発見され、２本は廃棄済みだったことが判明。放射性物質の管理簿に記入漏れがあった可能性があるという。

◇住友化学愛媛工場でガス漏れ　けが人なしも周辺に一時「屋内待機」要請【愛媛】

＜テレビ愛媛　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.ebc.co.jp/news/data/?sn=EBC2023021412013

工場でガス漏れ事故です。

１４日、新居浜市の住友化学愛媛工場でアンモニアガスが漏れ出し一時、付近の住民などに「屋内待機」が呼びかけられました。
ガス漏れはまもなく収まり、けが人などはなかったということです。
事故があったのは新居浜市惣開町の住友化学愛媛工場です。
工場などによりますと、１４日午前９時２０分ごろ、アンモニアの貯蔵タンクに繋がるポンプのメンテナンス作業をしていたところ、中に残っていたアンモニアが気化し周囲に漏れ出しました。
工場は付近の住民や学校などに電話や放送などを使い「屋内で待機」するよう要請。その後、ガス漏れは３０分ほどで止まり、住友化学は１１時４０分に「安全が確認された」と発表しました。
アンモニアガスは吸うと健康に被害が出る恐れがありますが、この事故によるけが人などはいませんでした。
アンモニアは肥料の原料などとして使われるということで、消防と警察は事故の原因を詳しく調べています。

◇中国産紙ストロー、基準値超えの不揮発性物質検出で回収措置　韓国
＜WOW! Korea　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.wowkorea.jp/news/korea/2023/0214/10383348.html
食品医薬品安全処は 14 日、市場で販売された紙ストロー製品の「総溶出量」が基準値を超えたため回収すると発表した。
回収対象は生活用品店ダイソーを運営するアソンダイソーの関係会社アソンが輸入した中国産「ディズニー紙ストロー」だ。
そのうち、製造日付が 2021 年 11 月 29 日と 2022 年 6 月 15 日と表示された製品で、それぞれ 1094 キロ、547 キロが輸入された。この製品はダイソーでも販売された。
総溶出量は衛生用品から溶出される不揮発性物質の総量を意味する。
該当製品では 4%の酢酸で溶出実験をした時、基準値である 30mg/L の 16 倍を超える 492mg/L(2021 年 11 月 29 日製造製品基準)が検出された。

◇【火事速報】激しい炎の映像・深夜のオホーツク紋別材木工場が…
＜STV 札幌テレビ放送　2023 年 2 月 15 日＞
https://www.stv.jp/news/stvnews/m5h3p60000001mif.html
オホーツク・紋別市の材木工場で火事がありました。
この火事によるけが人はいません。
激しく燃える炎のなかに、建物の骨組みが…。
火の勢いの強さが映像からもわかります。
火事があったのは、紋別市渚滑町の材木工場です。
２月１５日午前１時２０分ごろ、目撃者から消防へ通報がありました。
現在も消火活動中ですが、この火事によるけが人はいないということです。
警察によりますと、現場は原木を切ったり、乾かしたりする工場で、
出火当時、現場に人はいなかったということです。
警察と消防はくわしい出火原因を調べています。

・ネコのヒーターが火元か？木材加工工場が全焼
＜HTB 北海道ニュース　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.htb.co.jp/news/archives_19107.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/7ad74da411a3f3dae9f802b4c7566f51d70baf53
　１５日未明、紋別市で木材加工場が激しく焼ける火事がありました。建物内ではネコの暖房用に電熱ヒーターを使っていたということです。
　激しい炎に包まれた建物は、骨組みだけが残った状態です。午前１時半ごろ、紋別市渚滑町の木材加工場で「屋根から火が出ている」と消防に通報がありました。火はおよそ７時間後に消し止められましたが建物は、ほぼ全焼しました。火が出た当時、工場内は無人でけが人はいませんでした。
　工場を経営する男性は警察の調べに対し「飼っていたネコの暖房用に電熱ヒーターを使っていた」と話してい

るということで、警察と消防は午後から実況見分を行い、火の出た詳しい原因を調べることにしています。

◇その他の事故、事件

・九州電力また不正閲覧　経済産業省　「再エネ管理システム」にアクセス

＜RKB 毎日放送　2023 年 2 月 15 日＞　https://rkb.jp/news-rkb/202302154860/

九州電力は、経済産業省が管理する再生可能エネルギーの管理システムへ不正にアクセスし、事業者情報を閲覧していたと発表しました。

◆不正閲覧　「再エネ管理システム」

九州電力によりますと、不正に閲覧していたのは経済産業省の「再エネ業務管理システム」です。一部の社員と委託会社の従業員が、九州電力送配電に与えられた ID とパスワードを使用してシステムへアクセスしていたということです。 九州電力は「引っ越しなどで太陽光発電設備の所有者が代わる際、名義変更が必要となるため手続きが行われているどうか確認するためなどに使用していた」と説明しています。

◆「新電力の顧客情報」不正閲覧が発覚したばかり

このデータベースへの不正アクセスは、今月 10 日に東京電力の子会社でも発覚しています。九州電力をめぐっては、送配電が管理する新電力の顧客情報約 4 万 5000 件の不正閲覧が明らかになったばかりです。九州電力は「今回の事案を重く受け止めており、深くお詫び申し上げます」とコメントしています。

・研究費で購入機器を私的流用・無断で外部講師、北九州市立大が准教授を諭旨解雇

＜読売新聞　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230215-OYT1T50178/

北九州市立大は１５日、研究費で購入した機器を私的流用したなどとして、文学部の男性准教授（５５）を諭旨解雇の懲戒処分にしたと発表した。７日付。

発表によると、准教授は２０２１年までに、研究費で購入したノートパソコンやデジタルカメラなど６点（計約３５万円分）を研究以外の目的で知人に貸し出した。長いもので数年間、貸したままにしていたという。

また、１６年から２１年までに計５３９回、学部長の許可を得ずに県内の大学などで非常勤講師を務めたり、派遣会社に登録して学外の配送業務を行ったりした。うち３０５回は勤務時間中で、「お金が必要だった」と説明しているという。

外部から複数回の通報が寄せられるなどして発覚。中尾泰士副学長は記者会見で「研究機関としての期待を裏切る事態。深くおわび申し上げる」と謝罪した。

・倉庫でバイトなど無許可で兼業約 540 件　北九州市立大准教授を処分

＜朝日新聞　2023 年 2 月 15 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASR2H65GSR2HTIPE00N.html?iref=comtop_National_01

大学に許可を得ず配送倉庫でのアルバイトなど計約 540 件の兼業を行っていたなどとして、北九州市立大学は 15 日、文学部人間関係学科の高西敏正准教授（55）を諭旨解雇の懲戒処分にしたと発表した。処分は今月 7 日付で、10 日付で退職したという。

大学によると、教員が兼業する場合は大学に許可を得る必要があるが、准教授は 2016 年から 21 年の 6 年間で計 539 件の無許可兼業をしていた。305 件は勤務時間中に無断で業務を抜け出して行っていた。

◇事故、事件の続報

〇PFAS、PFOS 問題

・発がん性物質 PFAS による水汚染が全国で…危ない街は 114 カ所も！身を守る方法は？

＜女性自身　2023 年 2 月 16 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/949f7f61196d9c72e43ff332507013c884a3482a

【解説】汚染水が検出された 114 地点

・「永遠に残る化学物質・ＰＦＡＳ」地下水から基準値１６倍「本当に怖い…」　広がる不安〈宮城〉

＜仙台放送　2023 年 2 月 15 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/0001f72d4175d40d6091a44f932ff4e86675b6f3
有機フッ素化合物「ＰＦＡＳ(ピーファス」という物質が、国内で相次いで検出され、宮城県内でも、名取市の地下水から基準値の１６倍を超える値が検出されました。対応策が示されない中、不安が広がっています。

・コロナ免疫に汚染物質が影響　フッ素化合物、抗体価低い傾向
＜共同通信　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.47news.jp/8946899.html
　世界各地で汚染が報告される有機フッ素化合物のうち一部の血中濃度が高い人は、新型コロナウイルス感染後の抗体価が低い傾向にあるとの分析結果を米マウントサイナイ医大の研究チームが 15 日までにまとめた。コロナに対する免疫の働きが阻害されているとみられる。感染した妊婦約 70 人を調査して判明した。
　チームは「有機フッ素化合物に免疫毒性がある証拠が積み重なった」と指摘した。他の感染症を対象とした研究でも同様の報告があるという。
　有機フッ素化合物は数千～1 万種類以上あるとされ、日本でも環境中や人の血液から検出される。

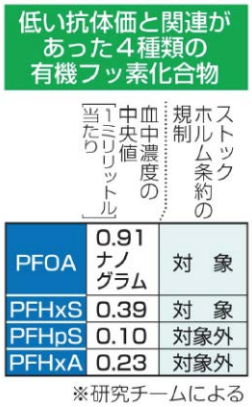

・虫歯予防のフッ素は安全　基地周辺から検出される PFOS とは全く別物
＜沖縄タイムス　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1103835
https://news.yahoo.co.jp/articles/48f1ad8e69b9ab5e8fa197cf440589dcd747eaad

---

○「タイマーで故障を偽装し部品を売る」島津製作所子会社による悪質不正行為の全容
＜MONOist　2023 年 2 月 15 日＞　https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2302/15/news048.html
-----＞ 末尾［付録］

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の結果と今後の対応
＜総務省消防庁　2023 年 2 月 15 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/kiho_20230215.pdf

　気候変動問題への対応として、我が国では、2050 年までのカーボンニュートラル及び 2030 年度における温室効果ガス 46%排出削減の実現に向け、再生可能エネルギー最大限導入のための規制の見直しや蓄電池の導入拡大などの投資を進めるとされています。
　これを踏まえ、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策について、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」（座長:三宅 淳巳 横浜国立大学 理事・副学長）を開催し調査検討を行ってきました。
　この度、報告書がとりまとめられましたので、当該報告書を踏まえ、以下のとおり対応することとしました。

【報告書の主な内容とそれを踏まえた今後の対応】（詳細は別紙概要資料参照。）
１　リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る規制に関する事項
　➢ 報告書の主な内容

欧米で多く採用されているものと同等以上の放水性能を有するスプリンクラー設備が設けられ、貯蔵方法も同等であれば、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の面積、階数及び軒高の制限を緩和しても火災安全性が確保されると結論付けられた。

➢ 報告書を踏まえた今後の対応

このことについて、速やかに政省令改正等を行い、法令上新たに規定することとする。

2 屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備に係る規制に関する事項

➢ 報告書の主な内容

JIS 規格等に準拠していることなど一定の要件を満たすものについては、保安距離や保有空地について緩和することとされたほか、流出防止用の囲いの設置など危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した規定を適用しないこと等とされた。

➢ 報告書を踏まえた今後の対応

このことについて、速やかに省令改正等を行い、法令上新たに規定することとする。

3 その他リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する事項

➢ 報告書の主な内容

（1）車載用リチウムイオン蓄電池について、特定防火設備と同等以上の耐火性を有する布で覆うことにより、蓄電池ごとの指定数量の倍数（電解液量）を合算しないこととされた。

（2）電解液の取扱いについては、消防本部等からの問い合わせがあれば、個別具体の状況に応じて回答することとされた。

（3）不燃性等の物品であって、設置されている消火設備により対応可能なものについては、屋内貯蔵所において危険物と併せて貯蔵できると結論付けられた。

➢ 報告書を踏まえた今後の対応

（1）及び（3）については、地方公共団体や関係業界団体等に周知を図ることとする。

・訪日外国人向け薬物密輸防止に係る広報・啓発資料の作成について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L8tTvTJn1BcCf5C9Y

・事務連絡　火災予防関係手続における電子申請等の令和４年度中の導入に向けた対応について

＜総務省消防庁　2023年2月8日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230208_yobou_jimu1.pdf

事務連絡

令和５年２月８日

各都道府県消防防災主管課

東京消防庁・各指定都市消防本部　　御中

消防庁予防課

火災予防関係手続における電子申請等の令和４年度中の導入に向けた対応について

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請等については、令和４年度中の導入に向けて取組を推進するようお願いしてきたところです。電子申請等の導入が完了していていない消防本部におかれましては、下記を踏まえ、令和４年度中に電子申請等が導入できるよう必要な対応をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いします。

記

1　導入支援アドバイザーの活用について

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入支援に係るアドバイザー制度の実施について」(令和４年５月 25 日付け消防予第 254 号) により設置をお知らせした導入支援アドバイザーについては、令和５年３月 15 日までが実施期間となっているため、積極的に利活用して令和４年度中に電子申請等の受付を開始でき

るように取組を進められたいこと。

２　ぴったりサービスの運用制限について

「マイナポータル申請管理への機能移行に向けた作業実施の依頼について（情報提供）（令和４年 12 月 28 日付け事務連絡）」においてお知らせしたぴったりサービス自治体側システムの運用制限に伴い、令和５年３月 11 日から令和５年４月３日までの間はぴったりサービスの手続の設定ができないため、令和４年度中に手続の設定を予定している消防本部については令和５年３月 10 日までに実施されたいこと。

３　電子申請等の導入方法について

電子申請等の導入方法については、ぴったりサービスの活用以外にも、各自治体で独自に構築している電子申請システムや電子メール等の方法があること。LGWAN に接続されていない等の理由により、直ちにぴったりサービスを活用することができない消防本部においては、まずは電子メールでの受付体制を速やかに構築されたいこと。

また、ぴったりサービスを活用しない場合であっても、国民の利便性向上の観点から、ぴったりサービス上に各自治体で独自に構築している電子申請システムや電子メールの受付先が掲載された消防本部のホームページへのリンクを設定し、利用者がぴったりサービスを経由すれば各消防本部の電子申請等に到達できるよう対応されたいこと。

なお、設定方法は、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル第 1.1 版」（令和４年８月総務省消防庁予防課）2.4.3(4)を参照すること。

４　財政措置について

消防本部において、ぴったりサービスを活用した電子申請等を受け付けるために必要となる LGWAN 接続端末等の整備に要する経費について、令和５年度も引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

５　今後の予定について

令和５年４月１日時点での、火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査を実施予定であること。

□*大災害、原発事故対策*

[大雨対策]

・浸水センサー、1 万個配備へ　国交省、大雨被害を軽減

＜共同通信　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/8942039.html

国土交通省は、大雨被害を減らすため、住宅の外壁や電柱などに小型センサーを取り付け、河川氾濫や浸水を瞬時に観測する体制を構築する。設置や管理が簡単で、自治体や企業と協力し、2023 年度からの 5 年間で 1 万個の配備を目指す。国交省は早期の避難情報発信や救助、被害把握に役立つと説明。量産化で価格が下がれば、さらに普及するとみている。

夜間などは浸水が起きてもすぐに分からず、低コストの監視網が実現すれば、災害対応を迅速化できそうだ。

センサーは河川に近い地域の住宅や事務所の壁、電柱、自動販売機などに一定の高さで取り付ける。

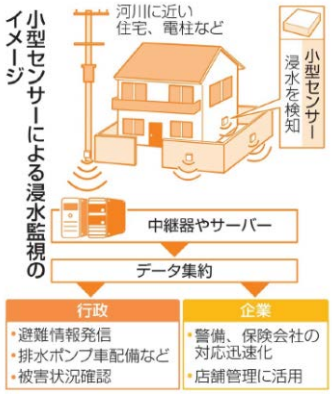

[福島原発事故]

・放射能測定、対象 29 種に　処理水海洋放出で　福島第１原発
＜時事ドットコム　2023 年２月 14 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2895197
　東京電力は 14 日、福島第１原発で発生する放射性物質トリチウムを含んだ処理水の海洋放出に際して、測定する放射性物質の種類（核種）を 29 種に改めると発表した。
当初の放出基準案では 30 種類としていたが、原子力規制委員会の審査での指摘を踏まえて精査した結果、変更した。
東電によると、鉄の放射性同位体「鉄 55」について、安全性をより考慮して測定対象に加える一方、「カドミウム 113m」と「キュリウム 243」は、影響が小さいとして除外した。

・韓国人の９３％「汚染水放出で福島産食品は危険」…中国８７％　日本３６％
＜中央日報　2023 年２月 15 日＞　https://japanese.joins.com/JArticle/301007
https://news.yahoo.co.jp/articles/9fbefbd97b02633af258efa98a95236b37386a89
日本政府が今年上半期に福島第１原発の汚染水を放出すると予告した中、韓国人の９０％以上が福島産食品は危険だと認識しているという調査の結果が出てきた。
１４日の読売新聞によると、東京大の関谷直也准教授が昨年３月、日本、韓国、中国など１０カ国・地域の大都市のインターネット利用者３０００人を対象に実施したアンケート調査で、「海洋放出が行われた場合、福島県産食品の安全性をどう思うか」との質問に対し、韓国の回答者の９３％が「危険だ」と答えた。
同じ質問で「危険だ」という回答の比率は中国８７％、ドイツ８２％、フランス７７％、台湾７６％、米国７４％などで、日本を除いた国・地域は６０％を超えた。日本では回答者の３６％が「危険だ」と回答した。
日本政府は汚染水を多核種除去設備（ＡＬＰＳ）で浄化処理すればセシウムをはじめとする放射性物質の大部分が取り除かれると説明しているが、三重水素（トリチウム）は残るという。
福島県で７日に水揚げされたスズキからは福島県漁連が設けた基準値を超えるセシウムが検出された。
趙賢東（チョ・ヒョンドン）外交部第１次官は１３日（現地時間）、米ワシントンで開かれた日韓外交次官会談で日本側に汚染水放出に対する懸念を表明した。
趙次官は「国内の懸念、我々が提示する複数の科学的問題点をすべて指摘した」とし「問題点を解消するために日本がより一層の努力をしてほしいという話をした」と説明した。

[原子力施設全般]
・高浜原発４号機の１月の原子炉自動停止　「制御棒の異常動作が原因か」関西電力が発表
＜ABC テレビ　2023 年２月 15 日＞　https://www.asahi.co.jp/webnews/pages/abc_18451.html
　関西電力は、１月３０日に発生した高浜原子力発電所４号機の原子炉の自動停止について、「制御棒の動作に異常が発生し、一部が原子炉内に挿入されたために発生したと考えられる」と発表しました。
　高浜原発４号機は１月３０日の午後３時２１分、原子炉内の中性子の数が急激に減少したことを示す警報が発信したために自動停止しました。
　原因の調査を続けてきた関西電力は１５日、原子炉の出力を調整するために操作する「制御棒」と呼ばれる装置が、原子炉の中に意に沿わないタイミングで挿入されたことが、警報発信の原因と考えられると発表しました。
　自動停止の当日、制御棒を動かす駆動装置の点検が行われていたことがすでに分かっていますが、その後の調査で「駆動装置の制御盤の一部の電源を入れたところ、本来作動すべき物とは別の２本の制御棒が作動してしまい、原子炉容器内に部分的に挿入されてしまうことが分かった」ということです。
　制御棒は原子力発電の「ブレーキ」に当たる物で、原子炉容器の中に挿入されると、中性子を吸収してウランの核分裂反応を抑える働きをします。
　制御棒の動作に異常が発生して、一部が原子炉内に挿入されたことが自動停止につながった可能性が高いことから、関西電力は引き続き「制御棒駆動装置」の詳細な調査を続けています。
　このため高浜原発４号機の運転再開のめどは依然、立っていないとみられます。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　(検疫)

＜厚生労働省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zevQc6bKOv-g25BY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 15 日版）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rUnRP7DlVpWA_RM_Y

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・4 種類の抗ウイルス薬に XBB.1.5 増殖抑制効果 - 国立国際医療研究センターが研究成果発表

＜CBnews　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.cbnews.jp/news/entry/20230215154908

国立研究開発法人国立国際医療研究センターと国立大学法人東京大学は 14 日、新型コロナウイルス・オミクロン株の XBB.1.5 系統に対する治療薬の効果を検証したと発表した。4 種類の抗ウイルス薬（レムデシビル、モルヌピラビル、ニルマトレルビル・リトナビル、エンシトレルビル）は、オミクロン株 XBB.1.5 系統に対して高い増殖抑制効果を示したという。

この 4 種類の抗ウイルス薬などに関しては、オミクロン株の XBB.1.5 系統に対して有効かどうか明らかになっていなかった。このため、東京大学医科学研究所ウイルス感染部門の河岡義裕特任教授らの研究グループは、患者から分離した XBB.1.5 株に対する治療薬の効果などを調べた。

4 種類の抗ウイルス薬の効果を解析したところ、全ての薬剤が XBB.1.5 株に対して高い増殖抑制効果を示し、従来株に対する抑制効果と同程度であることが判明した。この研究は、英国医学誌「THE LANCET Infectious Diseases」（オンライン版）で公表された。

◇大学等関係

・卒業式でマスク求めず「お互いの笑顔見ながら参加を」…国民全体へは「個人の選択を尊重」

＜読売新聞　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230210-OYT1T50110/

新型コロナウイルス対策のマスク着用の目安を巡り、政府が１０日午後に改定する基本的対処方針案が判明した。３月１０日か１３日とする方向で調整している目安の緩和日より前の学校の卒業式でも、出席時の着用を求めないことを明記した。１０日午後に政府対策本部（本部長・岸田首相）で決定する。

岸田首相は１０日午前、卒業式について、「子どもたちは３年間ずっとマスクを着けて過ごしてきたが、ぜひ卒業式ではお互いの笑顔を見ながら参加してほしい」と述べた。国歌斉唱や合唱の際は、マスクの着用が基本との考えも示した。視察先の埼玉県戸田市で記者団の質問に答えた。

改定案では、卒業式については、対策の緩和日より前でも「教育的意義を考慮し、着用せず出席することを基本」とするとした。

卒業式以外も含めた学校活動でも「着用を求めないことを基本とする」との考えを明確にした。地域の感染状況に応じて学校や教員が児童生徒に着用を促すとしても、保護者を含めた「主体的な判断が尊重され、着脱を強いることがないようにする」と強調した。

国民に呼びかける全体の目安としては、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」と明記し、屋内では原則着用を求めている現在の目安より緩和する。

ただ、感染防止のために「着用が効果的な場面」として、〈１〉医療機関の受診時〈２〉医療機関や高齢者施設の訪問時〈３〉通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時――を例示。〈３〉では、おおむね全員が着席できる新幹線や通勤ライナー、高速バス、貸し切りバスなどでは着用を求めない。

新型コロナの流行期に重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時については、「感染から自身を守るための対策として着用が効果的」との見解も記すなど、着用を希望する人への配慮も示している。

症状がある人や検査で陽性の人、同居家族に陽性者がいる人は外出を控え、通院などでやむを得ず外出する時は着用を推奨する。医療機関や高齢者施設で働く人に対しては、「勤務中の着用を推奨する」とした。

・「コロナで留年」東大生が取り消し求めて訴訟　ようやく実質審理へ

＜朝日新聞　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2G5JLMR2FULFA02H.html

新型コロナに感染して授業がまともに受けられず、留年が決まった東大生が、その取り消しを求めて大学を訴えている。学生は補講などの対応を十分受けられなかったと主張するが、大学側は主に授業態度や提出物の状況から単位を認めなかったと説明。進級時期の 4 月が近づくなか、ようやく裁判で実質的な審理が始まるめどがついた。

東大を訴えているのは、教養学部理科Ⅲ類の杉浦蒼大さん（20）。2 年生だった昨年 4～5 月に授業が行われた必修の「基礎生命科学実験」の単位が不可となり、留年が決まった。カエルの解剖などの実験を見て、毎回リポートを提出する授業で、オンラインも併用で行われた。ところが杉浦さんは 5 月にコロナに感染。39 度を超える熱と頭痛などがあったといい、6 回あった授業のうち 2 回を欠席し、補講を頼んだが 1 回しか認められなかった。そのほか出席した 1 回についても、出席手続きを忘れて欠席扱いになった。

東大は 2 年生の前期までの成績で、3 年生になるときに進む学部が決まる。その成績発表が 6 月にあり、不可となったのは基礎生命科学実験だけだった。杉浦さんが大学のシステムで実験の成績を確認した結果、100 点満点で合格点が 50 点のところ、26 点だった。ただ、成績確認をした直後に 17 点減点されていたことが判明。大学側に問いただしたところ、杉浦さんが欠席した授業の評点に、他の学生の評点が入力される取り違えがあったとの説明を受けた。

杉浦さんは「コロナの症状が重く、授業を受けられる状態ではなかった。1 回受けた補講も後遺症で意識がもうろうとして、集中できなかった。担当教官はこうした事情を聞いてくれず、補講も 1 回しか受けさせてもらえなかった」と話す。

単位落とし、１年生に

一方、大学側は、もう 1 回分…

****

[3] ***健康安全***

◇令和４年度「子ども予防接種週間」の実施について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L8tTvTJn1BcCf6S9Y

３月１日～３月７日

◇エコチル調査の 28,866 名の父親のデータを用い、化学物質への職業性ばく露と生まれた子どもの先天性心疾患の発症の関連について解析した論文が、令和 5 年 2 月 3 日に学術誌「Environmental Health and Preventive Medicine」に掲載されました。

＜環境省　2023 年 2 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/page_00014.html

****

[4] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 2 月 10 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇欧州議会がついに承認　2025 年にエンジン車の新車販売禁止へ　EV 普及へ新たな一歩

＜AUTOCAR JAPAN　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.autocar.jp/summary/907171

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬等（アセキノシル等５品目）の残留基準の改正)に関する御意見の募集について

＜厚生労働所　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220358&Mode=0

◇「「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案)」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案)」及び「昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件（案)」について（概要)」に関する意見募集について

＜厚生労働所　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220377&Mode=0

◇「チオベンカルブ農薬蜜蜂影響評価書（案)」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003644&Mode=0

◇「チフルザミド農薬蜜蜂影響評価書（案)」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003645&Mode=0

◇「ブタクロール農薬蜜蜂影響評価書（案)」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003646&Mode=0

◇べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003650&Mode=0

◇ウンシュウミカン中のβ－クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 6 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003651&Mode=0

◇「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案)」に対する意見募集の結果について

＜農林水産省　2023 年 2 月 10 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003561&Mode=1

◇令和５年度食品安全委員会運営計画（案）についての意見の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 2 月 8 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230150&Mode=0

◇令和５年度国家課題対応型研究開発推進事業「原子力システム研究開発事業」の公募開始について
＜文部科学省　2023 年 2 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp4adaJcC2nfpbJ
****

[7] *その他省庁発表*

□*医師法に規定する大学において医学専攻学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能*

◇医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第 30 号）

［官報］　令和５年２月 15 日　本紙　第 918 号　６頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230215/20230215h00918/20230215h009180006f.html

〇厚生労働省告示第 30 号

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和四年厚生労働省令第百五十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかとうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和５年２月 15 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるもの

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和四年厚生労働省令第百五十三号。以下「共用試験省令」という。）附則第三条第一項の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものは、共用試験省令の施行前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定を受ける前の社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構を含む。）が実施した、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験とする。

◇医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件（厚生労働省告示第 31 号）

［官報］　令和５年２月 15 日　本紙　第 918 号　６頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230215/20230215h00918/20230215h009180006f.html

〇厚生労働省告示第 31 号

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和四年厚生労働省

令第百五十三号）第二条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する機関について次に掲げる法人を指定したので、同令第八条の規定により公示する。

令和５年２月 15 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構	東京都文京区湯島一丁目九番十五号	令和五年二月二日

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催記録、報告、資料等]

・第 151 回労働政策審議会安全衛生分科会議事録　　12 月 14 日

＜厚生労働省　2023 年２月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xePYe67CMveo0lhY

（１）労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案概要について（諮問）

（２）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等について（諮問）

（３）石綿工作物等事前調査者関係省令改正について（諮問）

（４）第 14 次労働災害防止計画について

（５）がん原性告示について（報告）

（６）新規化学物質の有害性調査結果について（報告）

（７）職場における騒音障害防止対策の推進について（報告）

・第７回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会議事録　　11 月 30 日

＜厚生労働省　2023 年２月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dvgQ5b6Cs-Q5WBY

（１）フリーディスカッション

（２）その他

****

[9] ***海外の化学物質管理情報***

○「世界における化学物質管理制度の動向」第２回「 世界における化学物質管理制度の動向(2)」をお届けします。

＜化学物質国際対応ネットワーク　2023 年２月９日＞

https://chemical-net.env.go.jp/column_kizuki_miyachi.html#VOL2

＜NITE 化学物質管理関連情報　第 620 号　2023 年２月 15 日　から＞

○国際

・ADR Competent authorities: Notification in accordance with 1.8.4 (other competent authorities) - Ukraine (update)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2023 年２月７日＞

https://unece.org/transport/dangerous-goods/country-information-competent-authorities-notifications

標記の情報が更新された。

Ukraine　→ https://unece.org/sites/default/files/2023-02/Ukraine_2023-02.pdf

---

○欧州

・Waste Electric and Electronic Equipment

＜欧州委員会(EC)　2023 年２月７日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13731-Waste-Electric-and-Electronic-Equipment_en

WEEE 指令（廃電気電子機器指令）の改定案について、意見募集が開始された。期限は 2023/04/04 まで。

・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Cosmetic Ingredients of 30-31 January 2023

＜欧州委員会(EC)　2023 年２月７日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-cosmetic-ingredients-30-31-january-2023-2023-02-07_en
2023/01/30～31 の化粧品原料に関する SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）の作業部会の議事録が公開された。
・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) …/... amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council as regards the listing of perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PHFxS-related compounds
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 9 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282023%29958923&qid=1675992631694
欧州 POPs 規則に関する委員会委任規則案が掲載された。PFHxS 類の追加に関して附属書 I を改正するもの。発効日は官報公示の 20 日後。
〇意見募集（期限：2023/03/09 まで）　→
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say-/initiatives/13425-Persistent-organic-pollutants-perfluorohexane-sulfonic-acid-PFHxS-_en
・ECHA publishes PFAS restriction proposal
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 7 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/echa-publishes-pfas-restriction-proposal
PFAS の制限提案に関するニュースが掲載された。6 ヶ月間の協議は 2023/03/22 に開始予定。
・ECHA Weekly - 8 February 2023
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-271
＜Biocides＞
〇Biocidal Products Committee meeting in March
BPC バーチャルミーティングについて（開催日：2023/03/01～02）
＜ECHA＞
〇ECHA welcomes RECHARGE as accredited stakeholder
RECHARGE（先進的充電池とリチウム電池の欧州産業協会）のステークホルダー認定について
・Completeness check of REACH registration dossiers: what changes in 2023 and how you can prepare
＜2023 年 2 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/completeness-check-of-reach-registration-dossiers-what-changes-in-2023-and-how-you-can-prepare
2 月 8 日に開催された標記ウェビナーの動画が公開された。
・ECETOC task force studies the relationship between thyroid hormone imbalance in pregnant rats and neurodevelopmental effects in their pups
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2023 年 2 月 8 日＞
https://www.ecetoc.org/news/ecetoc-task-force-studies-the-relationship-between-thyroid-hormone-imbalance-in-pregnant-rats-and-neurodevelopmental-effects-in-their-pups/
甲状腺ホルモンの不均衡を引き起こす物質の影響に関する標記のニュースが掲載された。
・欧州環境庁、海洋ごみの主因であるプラスチック廃棄物への対策強化が必要と報告（EU／2023.01.19 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 6 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48873&oversea=1
・イギリス、使い捨て飲料容器（プラスチック、缶）のデポジット・リターン制度を 2025 年に導入へ（イギリス／2023.01.20 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 7 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48876&oversea=1
・ドイツ　2021 年の温室効果ガス排出量は 1990 年比で 39%減（ドイツ／2023.01.26 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 10 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48886&oversea=1

○米国

・Notification of Public Meeting of the Science Advisory Board BenMAP and Benefits Methods Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 6 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/06/2023-02372/notification-of-public-meeting-of-the-science-advisory-board-benmap-and-benefits-methods-panel
標記のとおり Environmental Benefits Mapping and Analysis Program (BenMAP) 等の公開会合に関する開催通知が官報公示された。開催日は 2023/03/02～03。

・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Hazardous Waste Combustors (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/07/2023-01278/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
有害廃棄物焼却炉の国家排出基準(NESHAP：National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants)に関して、情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/03/09 まで。

・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; Procedures for Implementing the National Environmental Policy Act and Assessing the Environmental Effects Abroad of EPA Actions (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/08/2023-02665/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
国家環境政策法の執行手続き等に関して、情報収集要求(ICR)の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/03/10 まで。

・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; National Water Quality Inventory Reports (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/08/2023-02687/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
標記に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/03/10 まで。

・Air Quality: Revision to the Regulatory Definition of Volatile Organic Compounds-Exclusion of (2E)-1,1,1,4,4,4-hexafluorobut-2-ene (HFO-1336mzz(E))
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/08/2023-02384/air-quality-revision-to-the-regulatory-definition-of-volatile-organic-compounds-exclusion-of
大気浄化法(CAA)に基づく VOC の規制定義を改定し、標記物質を規制除外する規則案について官報公示された。発行日は 2023/04/10。

○WTO/TBT 通報 → https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1856%2FAdd.1

○ウクライナ

・G/TBT/N/UKR/222/Rev.1/Add.1
Draft Resolution of the Cabinet of Ministers of Ukraine "On Approval of the List of Hazardous Substances Prohibited for Use in Ukraine"
＜ウクライナ　2023 年 2 月 9 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F222%2FRev.1%2FAdd.1

標記の閣議決定案について WTO/TBT 通報が掲載された。発効日は 2023/10/01。

〇台湾

・G/TBT/N/TPKM/512

Proposal for Amendments to the Legal Inspection Requirements for Petroleum Products

＜台湾　2023 年 2 月 8 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTPKM%2F512

石油製品の法定検査要領改正案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/04/09 まで。発効日は 2023/05/01。

〇ベトナム

・G/TBT/N/VNM/246

Draft national technical regulation on Products, Goods of Building Materials

＜ベトナム　2023 年 2 月 10 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FVNM%2F246

建築資材に関する標記の規則案について WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/04/11 まで。

〇インド

・G/TBT/N/IND/242

Geo Textiles (Quality Control) Order, 2022.

＜インド　2023 年 2 月 8 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FIND%2F242

標記のジオテキスタイルに関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/04/09 まで。発効は採択の 6 ヶ月後。

〇オーストラリア

・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate (early listing) - 9 February 2023

＜オーストラリア　2023 年 2 月 9 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-early-listing-9-february-2023

審査証明書の発行に続きインベントリに追加された１物質が公開された。対象は、Cyclopropanecarboxylic acid, 2-methyl-2-[[(2E)-1,2,4-trimethyl-2-penten-1-yl]oxy]propyl ester

****

[10] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 75 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230215.html

・茨城県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 76 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230215_1.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・金属酸窒化物半導体ナノシートの合成方法を開発

＜EETimes Japan　2023 年 2 月 15 日＞　https://eetimes.itmedia.co.jp/ee/articles/2302/15/news053.html

---

◇*その他*

・「科学者をひとまとめ」は間違い　日本学術会議の歴代会長が批判

＜共同通信　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/8942934.html

日本学術会議の会長を務めた広渡清吾東大名誉教授ら４人が 14 日、東京都内の日本記者クラブで記者会見し、会員選考に意見を述べる第三者委員会を新設するとの岸田政権の方針を巡り「科学者をひとまとめにして政府に役立つ集団にしたいというのは間違いだ」などと批判した

学術会議の見直し論議は、菅義偉前首相による新会員候補６人の任命拒否を機に浮上。政権は関連法の改正案を今国会に提出する構えを見せている。

広渡氏は、第三者委は任命拒否の「前さばき」で、拒否を正当化するものだと指摘。政権の方針は、学術的見地から独立して政府にアドバイスする学術会議の存在意義を損なうものだと批判した。

・東京２３区内の大学、デジタル系学部の定員増を容認…ＩＴ人材育成へ政府方針

＜読売新聞　2023 年２月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230215-OYT1T50295/

政府はデジタル分野の人材を育成するため、東京２３区内の大学の定員増を認めない規制を２０２４年度にも緩和する方針を固めた。デジタル系の学部・学科に限り、定員を増やせるようにする。ＩＴ人材が不足するなか、政府は理系３００学部の新設や定員増を支援する事業を進めており、規制緩和により動きを加速させたい考えだ。

１６日に開かれる内閣官房の有識者会議で示される。

特例を認める要件には、〈1〉高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の定員を増やす〈2〉一定期間後には増加前に戻すことを前提とする〈3〉学生が地方企業でインターンシップ（就業体験）するなど地方の就職促進策を組み込む――を入れる方向だ。政府は会議での取りまとめを受け、必要な制度改正を行う。

大学の規制を巡っては、地方創生の観点から、１８年に東京２３区の大学が今後１０年間定員を増やすことを原則禁止する法律が成立した。背景には地方の大学の定員割れ問題があり、１６年に全国知事会が「大学の東京一極集中の是正」を政府に要望していた。

これに対し、有力私大などが加盟する日本私立大学連盟や東京都は「時代に対応した人材を育成できない」などとし、早期撤廃や例外措置を設けることを求めている。

政府は私立や公立大での理工農系学部の新設や拡充を支援する計画で、３月中に公募を開始する予定だ。計画の実現には、東京２３区の大学の規制が課題の一つとなっていた。

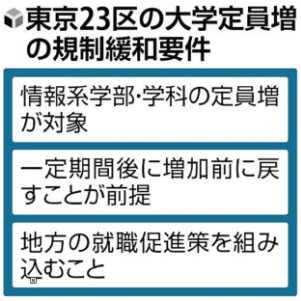

・なぜ「京都大学の自治」は踏みにじられたのか…重要書類からわかった「弾圧」の正体

＜現代ビジネス　2023 年２月 16 日＞　https://gendai.media/articles/-/105714

****

[付録]

◇「タイマーで故障を偽装し部品を売る」島津製作所子会社による悪質不正行為の全容　*上記［1］関係*

＜MONOist　2023 年２月 15 日＞　https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2302/15/news048.html

島津製作所は 2023 年２月 10 日、同社子会社の島津メディカルシステムズ（以下、島津メディカル）で行われていた保守点検業務に関する不正行為の内容について、外部調査委員会による調査結果を発表した。

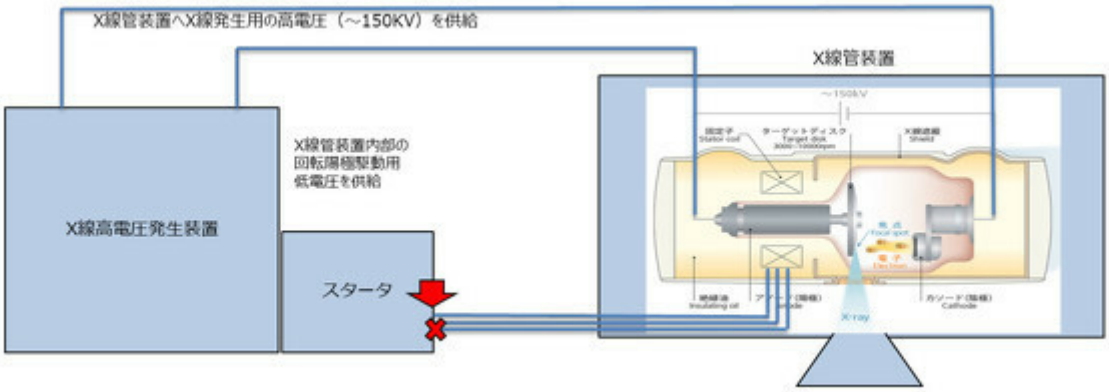

補償案件［クリックで拡大］　出所：島津製作所

タイマーによりＸ線装置が壊れたように見せかける

島津製作所では内部通報を受け、2022 年 5 月から社内調査を開始。2022 年 9 月に外部調査委員会を設置し、調査を行ってきた。関係者へのヒアリングやデジタルフォレンジック調査の結果、7 人の嫌疑濃厚者を特定し 5 件の医療機関に対する不正行為を確認した。

2022 年 9 月に発覚した不正行為は非常に悪質なものだ。島津メディカル熊本営業所に所属するサービス技術者が、2016～2018 年にかけて行っていたもので、まず熊本県内の 5 つの医療機関に納入したＸ線装置の保守点検の際に、電力供給回路に不正に外付けタイマーを取り付けた。このタイマーを作動させることで、一定期間経過後に意図的にエラーを発生させてＸ線装置が故障であるかのように装い、保守（補修）部品の交換を有償で行っていたという。

具体的には、保守点検の際に、Ｘ線装置のスタータから電力を供給する回路の途中に外付けタイマーを介入させることで、設定した時間が経過すると電力供給を停止させた。Ｘ線高電圧装置からＸ線管装置への高電圧の電力供給がされないため、Ｘ線の照射ができなくなる。Ｘ線装置が稼働しなくなると、医療機関から島津メディカルに一報が入り、この連絡を受けて、島津メディカルのサービス技術者が訪問し、Ｘ線装置を点検し、タイマーを回収すると共に「部品の故障による不具合発生である」と説明し、医療機関を誤信させ、有償交換に応じさせる。

不正行為で不具合が偽装されたのは、Ｘ線管装置の主要部品の一つであるＸ線管かＸ線高電圧装置のいずれかだった。いずれも数年間から 10 年間程度の一定期間の使用により、消耗や経年劣化などで使用できなくなり交換が必要となる部品だ。有償交換の場合、100 万～300 万円となる。不正の流れは以下の通りだ。

1. サービス技術者が保守点検などの目的で医療機関を訪問し、医療機関の関係者が立ち会わない状況で外付けタイマーを設置する
2. 使用される外付けタイマーは容易に購入することができる汎用品であり、その代表的な設定時間は最大 999 時間（約 42 日）だった
3. 設定から 10～40 日後にタイマーが作動し、Ｘ線装置の電力供給が遮断されるようになる
4. Ｘ線装置が稼働しなくなり、医療機関から島津メディカルに連絡が入り、サービス技術者は医療機関に訪問し不具合有無の点検を行い、その際にタイマーを回収しつつ、「Ｘ線管やＸ線高電圧装置が故障したことが原因だ」と報告し、有償交換を行う

7 人のサービス技術者が関わり 38 件が補償相当に

外部調査委員会では、事前の社内調査で得られた記録や資料、電子メールや社内ファイルサーバなどに対するデジタルフォレンジック調査、島津メディカル全社員に対するアンケート調査、島津製作所の医用機器事業部に対するアンケート調査、その他取引記録などから、不正行為の広がりについて調査を進めた。

その結果、7 人のサービス技術者を嫌疑濃厚者として特定。7 人の中で 5 人は、九州支店の熊本、宮崎、鹿児島、佐世保出張所にて営業所長の地位にある管理職クラスのサービス技術者だった。残りの 2 人は、上司である営業所長の影響下で不正行為を実行していたとみられる。これらの不正行為はタイマーの証拠隠滅などが可能であることから広がりの把握は難しいが、調査の結果、補償相当事案は以下の通りとしている。

不正の発生要因

調査報告書では、不正の原因や再発防止策についても言及している。不正が発生する要因としては「動機」「機会」「正当化」の 3 つの観点で分析されるケースが多いが、今回はそこに個人の属性を踏まえた「実行可能性」も含めた 4 点での分析が行われた。

不正が生まれた「動機」

「動機」として、外部調査委員会が結論付けたのが、業績達成への過度なプレッシャーだ。

前提事情として、本件不正行為により顧客に生ずる直接的な被害額は大半の事案で 100 万～300 万円程度と相当に多額であるが、不正行為者らは本件不正行為によって直接的な金銭的利益を個人的に得るわけではない。

それにもかかわらず、これらの不正行為者らが本件不正行為に及んでまで業績目標を達成しようとした要因は、（i）島津メディカルにおいて技術部門に課されていた業績目標の設定方法等に不合理な点があった上、（ii）殊に九州地区の一部地域においては、各営業所に厳しい業績目標が割り当てられ、その達成がときには強い業務上の圧力を伴って求められ、（iii）不正行為者らがこうしたプレッシャーにさらされていたことがあったのではないかと指摘できる。（調査報告書から引用）

島津メディカルにおける技術部門の役割は、もともとは医療機器などにダウンタイムを生じさせないように保守を行ったり、故障などの不具合が生じた場合に対応したりする部署だった。そのため売り上げ目標などは設定されていなかった。しかし、九州地区における組織変更の際に技術部門にも個別の業績目標が設定されるようになった。当初は保守契約のみの目標だったが次第に修理や点検、営業部門からの請負、部品販売の業績目標項目が設定されるようになったという。妥当性がない前期比増の目標が毎年設定され、現場のサービス技術者は苦しんでいた背景があった。

さらに、九州地区の営業所ではこれらの「無理な目標」の達成に対して、強いプレッシャーがかけられていたことも確認できた。そのため、一部のサービス技術者が事後交換のために部品の故障を偽ろうと本件不正行為に及んだとしている。

不正につながる「機会」

不正は動機があってもその機会がなければ生まれない。その「機会」として、外部調査委員会は顧客や他の従業員などに発覚したり内部通報されたりする恐れが非常に低かったということ挙げている。

今回の不正行為は、通常の保守点検などの作業に紛れ込ませて、タイマーを設置し、作動後にこれを撤去するという点が主なもので、その作業自体は比較的短時間に、かつ、目立たない形で実行可能であり、もともと発覚リスクが低い。さらに、これら外部のサービス技術者による訪問や作業の際には、医療機器が使用できなくなるため、通常の診療業務の支障にならないよう、診療時間外や休診日に行われることが多い。そのため、結果として作業は人目が少ない機会に行われることが多くなる。

また、顧客は島津製作所の医療機器を導入／設置しており、島津メディカルと保守契約を締結している関係にもあることから、島津メディカルのサービス技術者に対して深い信頼を寄せている。不具合などが発生した場合にも他社に相談するのではなく、島津メディカルの営業所に連絡をするため、タイマーを仕掛けているところに第三者が介入し、不正が見破られる可能性が低い。不正の「機会」が容易に確保可能であったといえる。

加えて、内部統制が機能しがたい環境でもあった。島津製作所および島津メディカルでは内部統制システムが全般的には構築／運用されていたが、今回のような不正行為やその兆候が過去に認識されたことはなく、同業他社での発生もなく、具体的なリスクとして想定されていなかった。

また、嫌疑濃厚者以外のサービス技術者の一部も不正行為を直接的に認識していたものの、不正のあった地域では人事異動の流動性が低く、営業所長が自ら不正を働いており、報復人事がされるのではないかといった危惧が蔓延（まんえん）しており、不正行為が見て見ぬ振りをされ続けたとしている。

不正を「正当化」する思考

不正を実行に移すためにはこうした不正行為を自己内で正当化する理由付けが必要になる。その「正当化」については、「動機」と同様「過度な業績目標を達成するためには不正を働くしかない」という思考と、さらに「患者の健康に影響を与えないからよい」ということを逃げ道としていたと、調査報告書では指摘している。

嫌疑濃厚者の心理状態も多様であり、不合理な弁解を繰り返したり、ヒアリング自体を拒否したりした者もいれば、本件不正行為が顧客の信頼を裏切る詐欺的行為であることを自覚し、深く良心の呵責を感じていた者もいるようであった。しかし、そのようなサービス技術者も結局は、上司からの過度な業績目標達成圧力から逃避す

るには本件不正行為に及ぶほかないという思いや、患者に深刻な健康被害が生じないような方法を選択しているという思いのもと、本件不正行為に及んでいたようである。（調査報告書から引用）

不正を結局行ってしまう「実行可能性」

今回の不正はここまでの「動機」「機会」「正当化」の３つの観点だけで考えると、他の地域でも不正が起こっても不思議ではない状況だった。しかし、実際には不正が発生したのは九州支店の一部地域に限定されていた。3要素による「不正の扉」が組織内に存在したとしても、それだけでは不正が実行されるとは限らず、最終的に実行者が扉を開けて不正に及ぶかどうかは、個人レベルでの能力や性格による「実行可能性」にも依存するとしている。

不正があった熊本、宮崎、鹿児島、長崎でも、不正に手を染めたサービス技術者もいれば、不正を実行せず、あるいは不正を告発したサービス技術者もいた。島津メディカルのサービス技術者の多くは、本件不正行為を実行することなど思い付きもせず、あぜんとしたようである。なぜこのような愚行にでたのか想像もできないとの声も多かった。（調査報告書から引用）

具体的にはその「実行可能性」として外部調査委員会が指摘したのが以下の３点だ。

1. 社内的に影響力ある地位や職能を有していたこと
2. 内部統制の限界を見抜き、かつ長期間不正は暴かれないという自信、ストレス耐性を有していたこと
3. 倫理観を著しく欠いていたこと

今回、不正に手を染めた嫌疑濃厚者の大半は営業所長であり、管理職が自ら不正を働いたことから、営業所内で監視が効かない環境が生まれていた。管理職が倫理観を欠き、さらには相互監視を受けないまま社内的に影響力のある地位や職能を有してしまうと、個人レベルでの実行可能性が備わってしまう。また、今回の不正行為は長期にわたり、繰り返し行われてきたことから、不正行為を直接目撃したり、そのうわさを耳にしたりしたことがある島津メディカルの従業員はそれなりの人数がいた。その中でも不正を繰り返せる人間性の問題などもあったとしている。

本件における不正行為者は、部下や同僚に発覚したとしても、内部通報等をしないであろうという内部統制の限界に気づいており、また、いつ発覚するか分からない不安定な状況にもかかわらず不正を行い続けることができる、一定のストレス耐性と不誠実さを有していたと考えられる。他者を引き込み、不正行為に加担するよう強要できる傲慢さや不誠実さなどの人格面での特性もあったはずである。逆に、内部統制の限界に気づいていても一定のストレス耐性と不誠実さを有していない者は、不正行為にまで及ばなかったと考えられる（調査報告書から引用）

不正の再発防止策

調査報告書では最後に島津製作所と島津メディカルのプロジェクトメンバーとの議論を経て、再発防止策についても提言している。具体的には

「ミッションの定義と業務評価体系の再設計」「管理職の強化」「内部統制機能の強化」の３つを柱として進めていくべきだとしている。

今回の不正の動機が「サービス技術者に対する業績評価指標が合理性を欠いていたこと」によることから、これらを再設計する必要性を訴える。具体的には、まず目下の対応として、業績目標から部品販売を除外し、サービス技術者の評価においても部品販売の実績を考慮外とする。現状では事前交換と事後交換を区別することなく、両者をまとめて部品販売として業績目標の設定をしており、サービス技術者がコントロール不可能な事後交換が評価項目となってしまっている点で、合理性を欠いているためだ。

その上で、組織や個人のミッションを明確にし、その期待役割に即した業績評価や業務評価の体系を再構築する。島津メディカルがいかなるミッションを担うのか、技術部門のミッションは何か、支店長や副支店長、ブロック長、営業所長などの管理職クラスのミッションは何か、サービス技術者のミッションは何か、それぞれの期待役割を明確にし、その期待役割に即した合理的な業績評価や業務評価の体系の具体化に取り組む。

実態と乖離した目標設定となっていないか、目標達成のための過度な圧力が生じているようなことはないか、従業員の意識調査の結果はどうかなど、取締役会や経営陣幹部として運用状況をモニタリングすることも必須である（調査報告書から引用）

管理職については、コンプライアンス意識の醸成や内部統制の知識についての研修を充実させる。内部統制機能の強化については、事業部門、管理部門、内部監査の 3 つのラインでのモニタリング強化を進める。合わせて IT への投資も強化する。現状では、販売管理システム、業務管理システム、在庫管理システム、経費システム等が完全に相互連携しているわけではない。これらのシステムが連携することで、現場で何が起きているのか、直ちに情報を収集することができ、経営分析や不正の兆候探知のために活用できるとしている。

********** 以上 **********